

浄化槽の法定検査を受検しましょう

平成18年2月に改正浄化槽法が施行され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理者（設置者）に対する罰則（30万円以下の過料）等が新たに規定されます。

法定検査の受検は、浄化槽の点検、調整、修理等を行う「保守点検」、浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、関連装置・機器類の洗浄、掃除等を行う「清掃」と同様に法律で浄化槽管理者に義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるか確認のために不可欠な検査なので、必ず受検しましょう。

法定検査は、使用開始後3か月を経過した日から5か月間に受検する法第7条検査（浄化槽設置後検査）と、毎年1回受検する法第11条検査（定期検査）があります。法定検査は、都道府県知事が指定した検査機関（北海道では「社団法人北海道浄化槽協会」）で受検することが義務付けられています。

浄化槽管理者に「法定検査は受検しなくとも良い」等と間違った情報が一部で流れているようですので、ご注意ください。

詳しくは

道庁環境生活部環境室環境保全課

☎011-204-5129まで



平成17年度 自衛官募集

■ 2等陸・海・空士

応募資格 / 18歳以上27歳未満の男子

締め切り / 平成18年1月31日(火)

試験期日 / 平成18年2月5日(日)

試験種目 / 筆記試験

(国語、数学、社会、作文)

口述試験、適正検査、身体検査

待遇	給与	初任給159,600円 9ヵ月後174,200円
	賞与	年2回、4.4ヵ月
	将来に役立つ資格・免許の取得	

問い合わせ先

● 役場町民課交通住宅係

☎5-1111 (内線153)

● 自衛隊旭川地方連絡部留萌募集事務所

☎0164-42-4650

※募集事務所の各担当地域の広報官がご説明にあがることがあります。その節は宜しくお願いします。